

○大阪府立臨海スポーツセンター条例に基づく利用料金の額の承認

令和元年10月1日

大阪府教育委員会告示第16号

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和59年大阪府条例第9号）第11条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

1 施設の名称

大阪府立臨海スポーツセンター

2 指定管理者

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

ミズノ・南海ビルサービスグループ

代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野明人

3 利用料金の額

令和元年10月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 体育室利用料金

区分				通常の種類							休日等 (時間外を除く。) の金額	時間外 1時間の金額	準備・後 始末等 のために利用 する場合の金額
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1 時間			
第1体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	円 7,030	円 10,690	円 17,930	円 17,720	円 28,620	円 35,650	円 3,560	通常の種類に1.2を乗じて得た金額	円 4,270	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
			その他の場合	10,800	14,260	21,490	25,060	35,750	46,550	4,650	5,580	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額	
		利用者が入場料を徴収する場合	21,490	28,820	43,090	50,310	71,910	93,400	9,340	11,120	利用者が入場料を徴収しない場合のその他の場合の通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額		

	その他 の場合	利用者 が入場 料を徴 収しな い場合	営利及 び宣伝 を目的 としない 場合	89,930	107,970	216,330	197,900	324,300	414,230	41,420	49,700	通常の 金額、休 日等の 金額又は時間 外1時間 の金額に0.5 を乗じて得た 金額	
			その他 の場合	107,960	126,090	269,710	234,050	395,800	503,760	50,370	60,440		
		利用者が入場 料を徴収する 場合		126,090	136,890	341,610	262,980	478,500	604,590	60,450	72,540	通常の 金額、休 日等の 金額又は 時間外1時 間の金額と 同額	
			生徒等 が利用 する場合	2,550	5,090	10,490	7,640	15,580	18,130	1,810	2,170		
第2体 育室	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	利用者 が入場 料を徴 収しな い場合	その他 の場合	4,180	7,740	15,690	11,920	23,430	27,610	2,760	3,310	利用者 が入場 料を徴 収しない場 合のその 他の場 合の通常 の金額、休 日等の金 額又は時 間外1時 間の金額 と同額	
			利用者が入場 料を徴収する 場合	9,470	18,030	35,950	27,500	53,980	63,450	6,340	7,600		
		その他 の場合	利用者 が入場 料を徴 収しな い場合	営利及 び宣伝 を目的 としない 場合	35,140	58,670	156,440	93,810	215,110	250,250	25,020	30,020	通常の 金額、休 日等の 金額又は 時間外1時 間の金額 に0.5を乗 じて得た
				その他 の場合	47,870	69,050	195,660	116,920	264,710	312,580	31,250	37,500	
利用者が入場 料を徴収する 場合	53,980		75,570	247,610	129,550	323,180	377,160	37,710	45,250				

	その他 の場合	小人が 利用す る場合			17,920		21,490	18,650	得た額	22,380
		その他 の場合			21,480		25,770	22,420		26,900
その他 の場合	50人以上100人未 満	1回2 時間	大人1 人	560 上限額 44,980	670 上限額 53,970	580 上限額 46,670	690 上限額 56,000			
			小人1 人	370 上限額 30,070	440 上限額 36,080	390 上限額 31,400	470 上限額 37,690			
			大人1 人	450 上限額 72,980	540 上限額 87,570	470 上限額 77,320	560 上限額 92,780			
			小人1 人	310 上限額 48,000	370 上限額 57,610	320 上限額 49,970	380 上限額 59,960			
	100人以上200人 未満	大人1 人	370 上限額 146,870	440 上限額 176,240	390 上限額 153,490	470 上限額 184,190				
		小人1 人	240 上限額 96,350	300 上限額 115,620	250 上限額 100,730	310 上限額 120,880				
		営利及び宣伝を 目的とする場合		1回1時間30分	37,920					

備考

- 1 夏期とは、6月1日から9月30日までをいう。
- 2 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。
- 3 「小人」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 4 回数券により、アイススケート場を利用する場合の回数券（11回券又は12回券）の額は、次のとおりとする。

単位			回数券
大人	11枚綴	有効期間 1年間	円 13,500
小人			9,100
観覧する場合	12枚綴		1,540

5 第1号の表の備考1、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(3) 会議室利用料金

区分	通常の金額							休日等 (時間外 を除く。) の金額	時間外1 時間の金 額	冷暖房等
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1時 間			
大会議室	円 4,080	円 5,800	円 6,930	円 9,880	円 12,730	円 16,810	円 1,680	通常金 額に1.2 を乗じて	円 2,010	通常金 額に0.2を 乗じて得
小会議室	3,060	4,280	5,600	7,340	9,880	12,940	1,290	を乗じて	1,540	乗じて得

								得た額	た額
--	--	--	--	--	--	--	--	-----	----

備考

第1号の表の備考1、備考2、備考3、備考4、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(4) 附帯設備等利用料金

区分		単位	金額		
			アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	
バスケットボール用具（ボールを除く。）		1式1日	円	円	
バレーボール用具（ボールを除く。）			1,830	2,750	
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			1,220	1,730	
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			340	560	
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			340	560	
マット	ウレタン	1枚1日	730	1,220	
	その他		大	250	390
			小	150	230
防球ネット		1台1日	80	110	
スケート靴		1足1日	510	510	
アイスホッケー用ゴール		1式1日	730	1,220	
ストップウォッチ		1個1日	330	540	
マイクロホン		1式	午前	1,780	
レコードプレイヤー			午後	1,780	
			夜間	1,780	
		午前	1,780		
長机		1脚1日	午後	1,780	
			夜間	1,780	
			午後	1,780	
補助いす		1脚1日	110	170	
フロアシート			60	80	
フロアシート	不燃性	1枚1日	1,430	2,240	
	その他		150	230	
ロッカー		1箱1日1回	50	50	
土地		1平方メートル1日	120	190	

備考

1 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとする。

2 第1号の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。

(5) 駐車場利用料金

区分	金額
大型車	駐車時間が5時間以内の場合は、1時間までごとに410円
	駐車時間が5時間を超え12時間以内の場合は、2,100円
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、3,260円
その他のもの	駐車時間が5時間以内の場合は、1時間までごとに110円
	駐車時間が5時間を超え12時間以内の場合は、510円
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、820円

備考

- 1 「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 2 駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。